

「(仮称) 衣浦ポートアイランド第Ⅱ期整備事業 計画段階環境配慮書」
における公有水面の埋立事業に対する国土交通大臣意見

「(仮称) 衣浦ポートアイランド第Ⅱ期整備事業 計画段階環境配慮書」について、環境大臣の意見を勘案し、下記の意見を述べるものである。

以下の措置を適切に講ずるとともに、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 累積的な影響

想定区域の周辺海域の衣浦港では、昭和 40 年度以降現在までに約 2,000ha が埋め立てられているほか、中央南地区、港口部に位置する武豊地区等に海面処分用地が計画されていることから、港内の潮流の変化及びそれに伴う水質の変化等の水環境、動植物及び生態系に係る累積的な影響が懸念される。

このため、港湾管理者でもある事業者は、衣浦港港湾計画における他の公有水面の埋立事業計画の熟度を踏まえ、これらの環境影響評価図書等の公開情報を収集し、累積的な影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、2. 各論に記載する環境保全措置等を検討すること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、環境影響の回避又は低減が困難な場合にあっては、代償措置を検討すること。

(3) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 水環境に対する影響

想定区域周辺において海水中の化学的酸素要求量 (COD)、全窒素 (T-N) 及び全リン (T-P) が現時点での環境基準を上回る地点が確認されており、約65haの埋立地の存在に伴う潮流の変化及びそれに伴う想定区域周辺の水質の変化が生じる可能性がある。また、本事業の工事や浚渫に伴い、水の濁りが発生する可能性があり、水環境への影響が懸念される。

このため、本事業の検討に当たっては、貧酸素水塊の状況把握を含め、水環境に関する調査を行い、詳細な潮流及び水質シミュレーションにより影響を定量的に把握した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて傾斜護岸等の採用等を検討するとともに、本事業の工事や浚渫の際には汚濁防止膜設置等の汚濁防止策を実施し、水環境に対する影響を回避・低減し、適切に環境保全措置を講ずるよう努めること。

(2) 動物、植物及び生態系に対する影響

想定区域の周辺には、スナメリ等が生息し、重要海域及び重要湿地に選定されている「三河湾」が存在しており、埋立地の存在に伴う潮流等の水環境の変化、埋立に伴う想定区域の直接改変、工事の騒音、濁水等の影響による動物、植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、本事業の検討に当たっては、想定区域及びその周辺における動物及び生態系に関する調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、本事業の実施に伴う改変区域を必要最小限とするとともに、工事の際には汚濁防止膜設置等の濁水防止策を実施する等、動物及び生態系に対する影響を回避・低減するための環境保全措置を講ずるよう努めること。

加えて、水質浄化及び生物の生息・生育空間の確保の観点から、施工性、経済性等も考慮しつつ、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用等により、環境影響を極力低減するよう努めること。

(3) 浚渫土砂の有効活用等による埋立処分抑制

衣浦港における航路や泊地の維持のためには継続的に浚渫が必要となることから、将来的に更に海面の埋立てが検討されることも予想される。これにより海面の埋立てが進めば、浅場の消失等が懸念される。

このため、今後将来的に発生する土砂量を把握した上で、干潟・浅場の再生、貧酸素水塊の原因となる過去の浚渫等で生じた現在不要となっている海底窪地（深掘跡）の埋戻し等の環境再生事業等といった海面埋立て以外の浚渫土砂の有効活用方策を検討し、埋立処分量を可能な限り削減すること。